

## 抜粋

## ○福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例

(福井県消費生活審議会)

第三十一条 知事の諮問に応じ、県の基準の設定その他県民の消費生活の安定および向上に関する重要事項を調査審議し、第二十七条第一項のあつせんまたは調停を行い、ならびに第二十八条の貸付けについて審議するため福井県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織等)

第三十二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、または委嘱する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 消費者を代表する者
- 三 事業者を代表する者

3 委員の任期は二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、第二十七条第一項のあつせんまたは調停を行い、および第二十八条の貸付けについて審議するため、消費者苦情処理部会を置く。

5 前項に規定するもののほか、審議会に、専門事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## ○福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例施行規則

(会長)

第二十五条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議および議決)

第二十六条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第二十七条 審議会に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(消費者苦情処理部会)

第二十八条 消費者苦情処理部会(以下「部会」という。)は、委員五人以内で組織する。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうち部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 部会が当該事項について審議決定したときは、当該部会の決議をもって審議会の決議とする。この場合において、部会長は、当該部会で議決した事項を会長に報告するものとする。